

富谷明石台郵便局 (宮城県) ...

富谷明石台郵便局のお取り扱い
[取扱店番号: 813930]

営業時間

| | 平日 | 土曜日 | 日曜日・休日 |
|---------|------------|------------|------------|
| 貯金 貯金窓口 | 9:00～16:00 | お取り扱いしません | お取り扱いしません |
| ATM ATM | 9:00～21:00 | 9:00～21:00 | 9:00～21:00 |

ATMについてのお知らせ
 時間帯によっては、お取り扱いをしていないサービスがございます。
[ご利用いただけるサービスや時間等など詳しくはこちら\(ゆうちょ銀行\)](#)
 ※24時間ご利用いただけるATMについては、以下のとおり一部お取り扱いのできない時間帯があります。
 ・平日であっても、日曜日・休日の翌日の場合、7:00からお取り扱いを開始します。
 ・連休の場合は、連休2日目から最終日までのお取扱時間は7:00～21:00までとなります。

取り扱い内容

| | | | | | |
|-----------------------|--------------------------|------------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
| 貯金 | <input type="radio"/> | 貸付 | <input type="radio"/> | 為替 | <input type="radio"/> |
| 振替 | <input type="radio"/> | 振込(他の金融機関口座への送金) | <input type="radio"/> | 国庫送金 | <input type="checkbox"/> |
| 外貨両替(注) | <input type="checkbox"/> | 国債 | <input type="radio"/> | 投資信託 | <input type="checkbox"/> |
| 確定拠出年金 | <input type="checkbox"/> | 財形定額貯金 | <input type="checkbox"/> | 自動払出預入 | <input type="radio"/> |
| 小切手払い | <input type="checkbox"/> | 貯金小切手の送付 | <input type="checkbox"/> | 簡易払い | <input type="radio"/> |
| JP BANK カード(クレジットカード) | <input type="radio"/> | 通帳取り扱い(ATM) | <input type="radio"/> | 硬貨でのお取り扱い(ATM) | <input type="radio"/> |
| 払込用紙による通常払込み(ATM) | <input type="radio"/> | | | | |

ゆうちょ銀行口座から他の金融機関口座への振込利用上の注意
 ※振込先の金融機関、受取人の預貯金口座の状況および振込の依頼日時・内容等により、お振込が翌日以降のお取り扱いとなることがあります。

(4) 入力内容の点検について

入力内容の点検を必ず行ってください。 請求者の氏名等に入力誤りがあったまま裁定処理が行われると、裁定通知書及び国債発行請求内訳書の訂正作業が発生してしまいます。

4 裁定機関への進達

裁定機関（裁定都道府県）が居住地都道府県と異なる場合、請求書類は、受付・点検処理後速やかに裁定機関に送付します。

裁定機関一覧表

| 戦没者等の身分 | 戦没者等の除籍当時の本籍地 | | |
|--|---------------|--------------------------|--------|
| | 本邦 | 歯舞群島、色丹島、択捉島、国後島、樺太、千島列島 | 朝鮮、台湾 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 軍人 ・ 軍属 ・ 準軍属のうち被徴用者、総動員業務協力者（※船舶運営会の船員、船員徴用令・戦時海運管理令・船員動員令によって徴用された者、満洲学徒、戦地・事変地・内地勤務の軍属、外地において総動員業務に従事していた者） ・ その他の準軍属（国民義勇隊の隊員を除く） | 本籍地の都道府県知事 | 北海道知事 | 厚生労働大臣 |

| 戦没者等の身分 | 戦没者等の死亡の原因となった負傷・疾病の生じた当時配置されていた工場、事業所等の所在地 | | |
|--|---|--------------------------|--------|
| | 本邦 | 歯舞群島、色丹島、択捉島、国後島、樺太、千島列島 | 朝鮮、台湾 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 準軍属のうち次の者 被徴用者、総動員業務協力者（※を除く） 国民義勇隊の隊員 | 所在地の都道府県知事 | 北海道知事 | 厚生労働大臣 |

★ 請求書に記載漏れがないか、請求書以外の必要書類（印鑑等届出書、現況申立書、戸籍書類）が揃っており記載漏れがないかの確認は居住地の市区町村で行うこととしています（「第3章 特別弔慰金の請求」の「第2 請求書の受付（P52 参照）」）ので、裁定の迅速化の観点から、居住地都道府県は、「請求書類の受付・点検処理（P94 参照）」を行ったら、不備がない場合は速やかに裁定都道府県に請求書類を送付してください。なお、不備がある場合は、市区町村から不備書類が送付されるのを2ヶ月程度待ち、それでもなお提出がない場合には、書類不備のまま裁定都道府県に送付することとし、その後の補正については、裁定都道府県の判断により行ってください。

5 審査・裁定

(1) 書類の補正

裁定都道府県は受付処理後、請求書類が整っているかどうかを点検し、不備があるときはこれを補正する必要があります。補正依頼をした時は、一定期間が過ぎたら督促を行って早期に処理してください。

裁定都道府県と居住地都道府県が相違する場合の補正については、基本的に、居住地都道府県を経由して行ってください。これは、「請求者は、居住地都道府県又は市区町村に対して問い合わせをすることが多い」という実態を踏まえ、照会を受ける可能性の高い居住地都道府県及び市区町村において補正内容を把握し、混乱を避けるためです。

ただし、裁定都道府県において、直接請求者へ補正依頼することが望ましいと判断するケースについては、直接補正依頼を行っても差し支えありません。補正内容及び請求者の状況により柔軟に対応してください。

裁定都道府県は、居住地都道府県経由で補正依頼を行う際は、補正が必要な書類及び補正理由について、文書に詳細を記載してください。

なお、不足書類の提出を依頼する場合、提出された書類は返却せず、不足書類の提出を依頼してください。請求書類すべてを請求者に返却してしまうと、請求者が紛失したり、あるいは請求者が転居をして所在不明となり、裁定都道府県において請求に対する処分ができなくなってしまう可能性があります。

やむを得ず書類を返却する場合は、必ずコピーを取り、返却前の状況が分かるようにしてください。

なお、補正の際には、2～3週間程度の期限を設けて、請求者に書類提出を依頼してください。期限が経過しても提出がない場合は、請求者に対し必要書類の不備を理由に却下処分となることもあり得ることを説明し、再度、1ヶ月程度の期間を設けて督促してください。それでもなお、請求者から何ら回答がなく、不備書類の提出がない場合は、不適法な請求として却下処分とすることはやむを得ません。

整備中に請求者が死亡し相続人が判明した場合は、相続人に対し、請求者（被相続人）の請求権を承継する意思の有無を確認し、承継する場合は戸籍、遺言書及び遺産分割協議書等（いずれも原本）の提出を求めるとともに、不備書類の提出を依頼してください。

★ 援護システムに、補正管理の機能を新たに設けました。裁定都道府県が作成する補正依頼の送付文について、援護システムから出力することができます。

- ・自県居住自県所管 裁定都道府県から居住地市区町村宛て
 - ・他県居住自県所管 裁定都道府県から居住地都道府県宛て
- の2パターンの出力が可能です。

★ 補正管理の機能を使用すると、進捗管理の機能にも補正の有無や補正書類の提出期限等のデータが反映されます。請求者からの問い合わせがあった際に対応が容易となりますので、積極的に活用してください。

(2) 審査

特別弔慰金の審査・裁定に当たっては、特別弔慰金制度に関する知識だけでなく、援護法、恩給法等に関する知識が必要となります。必要があれば必ず「特別弔慰金特別給付金支給法の解説」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説」又は「恩給のしくみ」等を確認してください。

請求者の状況に応じた特別弔慰金の受給権に関する審査事項は、以下のとおりです（遺族の要件の確認方法については、「第2章 第4 遺族の要件」（P33～49）参照）。

以下の事項について、受給権に関する審査を行い、印鑑等届出書及び現況申立書等の記載事項の確認をした上で、裁定を行ってください。

また、遺族関係が複雑な場合は、受給権（順位）の判断誤りを防ぐため、家族関係図を作成してください。

前回受給者からの請求

配偶者以外の者（子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・三親等内親族）

※遺族の要件については、P33～49 参照。

① 前回受給者であることを、援護システム等により確認

- ・ 前回受給者であることを援護システムや都道府県保管資料（戦没者台帳等）により確認してください。
- ・ 請求書裏面の該当欄に氏名や前回裁定通知書記号番号等が正しく記入されていない場合は、修正してください。
- ・ 前回、特別弔慰金が裁定されている場合であっても、その裁定が取り消されている場合があるため、注意してください。

② 基準日（令和2年4月1日）において、先順位者であることを確認

「令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本」と「現況申立書」により、基準日において、「死亡していないこと」、「国籍喪失していないこと」及び「離縁により戦没者等との親族関係が終了していないこと」を確認してください。

【留意事項】

前回、第3～6順位の父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹として受給している者については、基準日において以下の要件を満たしていることを確認してください。

- ・ 前回の基準日以後の縁組により、基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと。
- ・ 前回の基準日以後に、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと、若しくは遺族以外の者と氏を改める婚姻をしたが、基準日において、離婚又は死亡による婚姻解消により戦没者等の死亡当時称していた氏に復していること。

- ・前回の基準日以後に、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと、若しくは遺族以外の者と事実上の婚姻関係があったが、基準日において、解消していること。

※前回の基準日（平成27年4月1日）において上記の要件を満たしていても、今回の基準日（令和2年4月1日）において、満たしていない場合は、第7～10順位の遺族となりますので、基準日における先順位者とならない場合も考えられます。

※提出書類から、受給権に疑義が生じた場合は、確認に必要な戸籍の提出を依頼してください。

③ 弔慰金（遺族国庫債券）受給権者の確認

特別弔慰金の受給権に疑義がなければ、確認を省略して差し支えありません。

④ 基準日（令和2年4月1日）において、年金給付の受給権者がいないことの確認

特別弔慰金の受給権に疑義がなければ、確認を省略して差し支えありません。

配偶者

※配偶者の要件については、P33～38 参照。

① 前回受給者であることを、援護システム等により確認

- ・ 前回受給者であることを援護システムや都道府県保管資料（戦没者台帳等）により確認してください。
- ・ 請求書裏面の該当欄に氏名や前回裁定通知書記号番号等が正しく記入されていない場合は、修正してください。
- ・ 前回、特別弔慰金が裁定されている場合であっても、その裁定が取り消されている場合があるため、注意してください。

② 「前回受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと」の確認

- ・ 遺族以外の者と婚姻の事実がないことは、「前回の特別弔慰金基準日から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍」により、確認してください。
- ・ 遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないことは、「特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）」により確認してください。

③ 基準日（令和2年4月1日）において死亡及び国籍喪失していないことの確認

「令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本」により確認してください。

④ 弔慰金（遺族国庫債券）受給権者の確認

特別弔慰金の受給権に疑義がなければ、確認を省略して差し支えありません。

⑤ 基準日（令和2年4月1日）において、年金給付の受給権者がいないことの確認

特別弔慰金の受給権に疑義がなければ、確認を省略して差し支えありません。

前回受給者以外の者からの請求

※遺族の要件は、P33～49 参照。

① 前回受給者について、援護システム等により確認

- ・前回受給者について、援護システムや都道府県保管資料（戦没者台帳等）により確認してください。
- ・請求書裏面の該当欄に氏名や前回裁定通知書記号番号等が正しく記入されていない場合は、修正してください。
- ・前回、特別弔慰金が裁定されている場合であっても、その裁定が取り消されている場合があるため、注意してください。

② 請求者と戦没者等との死亡時の続柄を確認

提出された戸籍書類により、確認してください。

③ 基準日（令和2年4月1日）において、先順位者であることの確認

- ・「令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本」及び「現況申立書」により、基準日において、「死亡していないこと」、「国籍喪失していないこと」及び「離縁により戦没者等との親族関係が終了していないこと」を確認してください。
- ・請求者が前回受給者と同順位である場合は、「先順位者がいないことの確認」については、既に行われていることから、省略して差し支えありません。
- ・請求者が前回受給者より後順位である場合は、基準日において、先順位者がいないことを戸籍書類により確認してください。なお、前回受給者よりも先順位者については、既に行われていることから、当該者についての確認は省略して差し支えありません。
- ・第3～第6順位の遺族からの請求については、「戦没者の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍」により、第3～第6順位に該当するかどうか確認してください。なお、請求者が前回受給者と同順位である場合は、基準日において、請求者が遺族以外の者と「養子縁組していないこと」及び「氏を改める婚姻をしていないこと」は、「令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本」及び「現況申立書」を確認するとともに、前回受給者の第十回特別弔慰金請求時の「現況申立書」においても、請求者が第3～第6順位の遺族となっていることを確認してください。受給権に疑義が生じた場合は、「戦没者の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍」を取得して確認してください。

④ 弔慰金（遺族国庫債券）受給権者の確認

特別弔慰金の受給権に疑義がなければ、確認を省略して差し支えありません。

⑤ 基準日（令和2年4月1日）において、年金給付の受給権者がいないことの確認

特別弔慰金の受給権に疑義がなければ、確認を省略して差し支えありません。

初めて特別弔慰金を請求する場合
(過去に同一の戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

新規対象者からの請求（平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に、恩給等の年金給付の受給権者が失権した場合）

※遺族の要件は、P33～49 参照

① 基準日（令和2年4月1日）において、年金給付の受給権者がいないことの確認

※年金給付の受給権者については、P11～14 参照。

- ・「公務扶助料等失権者リスト」に登載されていることを確認してください。
- ・請求書裏面の該当欄に当該受給者の氏名や記号番号等が正しく記入されていない場合は、修正してください。
- ・恩給等失権者の失権年月日については、提出された戸籍書類により確認してください。

② 弔慰金（遺族国庫債券）受給権者の確認

※弔慰金受給権者については、P18～28 参照。

- ・援護システムの検索や都道府県保管資料（戦没者台帳等）により、裁定の事実を確認し、請求書裏面の記入該当欄に氏名及び裁定記号番号を記入してください。
- ・弔慰金の請求について却下処分がなされている場合であっても、その後に改正された援護法の適用により、弔慰金の受給権を取得している場合があるため、注意してください。
- ・弔慰金の裁定の事実が確認できない場合は、弔慰金の裁定の有無について、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係へ照会してください。
- ・弔慰金が未請求であった場合には、提出された戸籍書類から弔慰金受給権者を特定してください。

③ 請求者と戦没者等との死亡時の続柄を確認

提出された「戸籍書類」により、確認してください。

④ 基準日（令和2年4月1日）において、先順位者であることを確認

- ・提出された「戸籍書類」及び「現況申立書」により、先順位者がいないことを確認してください。
- ・「令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本」及び「現況申立書」により、基準日において、「死亡していないこと」、「国籍喪失していないこと」及び「離縁により戦没者等との親族関係が終了していないこと」を確認してください。
- ・第3～第6順位の遺族からの請求については、「戦没者の死亡時から令和2年3月31日間の請求者の戸籍」により、第3～第6順位に該当するかどうか確認してください。

過去の特別弔慰金は全て時効失権している遺族からの請求

※遺族の要件については、P33～49 参照。

① 弔慰金（遺族国庫債券）受給権者の確認

※弔慰金受給権者については、P18～28 参照。

- ・ 援護システムの検索や都道府県保管資料（戦没者台帳等）により、裁定の事実を確認し、請求書裏面の記入該当欄に氏名及び記号番号を記入してください。
- ・ 弔慰金の請求について却下処分がなされていても、その後に改正された援護法の適用により弔慰金の受給権を取得し、特別弔慰金の支給対象となる場合があるため、その点を確認して判断してください。
- ・ 弔慰金の裁定の事実が確認できない場合は、弔慰金の裁定の有無について、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係へ照会してください。
- ・ 弔慰金の裁定の事実がない場合は、その戦没者等が特別弔慰金の対象となるかどうかの確認が必要となります。確認方法は次のとおりです。

<弔慰金の対象戦没者等（＝太平洋戦争における戦没者等）>

- ア 死亡した者が、昭和 12 年 7 月 7 日以後に公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより昭和 16 年 12 月 8 日以降に死亡した軍人、軍属又は準軍属であることを確認します。また、提出された戸籍書類により、弔慰金受給権者を確認します。
- イ 恩給等の裁定の事実を都道府県保管資料又は厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に確認します。
- ウ 裁定の事実がない場合の取扱いは、以下のとおりです。
 - ・ 死亡した者の身分が明らかな場合で、死亡した者の除籍謄本に「戦死」、「戦傷死」又は「戦病死」の記載があるときは、原則として公務上傷病にかかりこれにより死亡したものとして取り扱って差し支えありません。
 - ・ 死亡した者の身分が明らかでない場合は、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に照会してください。また、申立ての内容によっては、都道府県、市区町村の保管資料及び請求者の提出資料により確認してください。
 - ・ 死亡した者の身分又は死因の公務性等について調査した結果、判断が困難な場合は、問題点に関する資料の写しに調査結果を明らかにした文書を添えて、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に照会してください。

＜日華事変間における戦没者等＞

- ア 日華事変間（昭和12年7月7日～昭和16年12月7日）に公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより同期間内に死亡した軍人、軍属、準軍属であることを確認します。また、提出された戸籍書類により、弔慰金受給権者とみなされる者を確認します。
- イ 確認方法は、上記の＜弔慰金の対象戦没者等（＝太平洋戦争における戦没者等）＞と同様です。

＜満洲事変間における戦没者等（公務傷病による軍人のみ）＞

- ア 満洲事変間（昭和6年9月18日～昭和12年7月6日）に公務上受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより死亡した軍人であることを確認します。また、提出された戸籍書類により、弔慰金受給権者とみなされる者を確認します。
- イ 確認方法は、上記の＜弔慰金の対象戦没者等（＝太平洋戦争における戦没者等）＞と同様です。

＜陸海軍部内の判任文官等の戦没者等＞

- ア 旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）により、軍人恩給が停止の対象とならなかったもとの陸海軍部内の高等文官・判任文官及び従軍文官について、公務扶助料（文官）の受給権を有する遺族を確認します。
- イ 公務扶助料の裁定の事実を都道府県の保管資料及び提出された資料等により確認してください。
- ウ イにより確認できない場合は、調査結果を明らかにした文書を添えて、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に照会してください。

② 基準日（令和2年4月1日）において、年金給付の受給権者がいないことの確認

※年金給付の受給権者については、P11～14 参照。

提出された戸籍書類により、確認してください。

③ 請求者と戦没者等との死亡当時における続柄の確認

提出された戸籍書類により、確認してください。

④ 基準日（令和2年4月1日）において、先順位者であることの確認

- ・提出された戸籍書類及び現況申立書により、先順位者がいないことを確認してください。
- ・「令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本」及び「現況申立書」により、請求者が基準日において、「死亡していないこと」、「国籍喪失していないこと」及び「離縁により戦没者等との親族関係が終了していないこと」を確認してください。
- ・第3～第6順位の遺族からの請求については、「戦没者の死亡時から令和2年3月31日の間の戸籍」により、請求者が第3～第6順位に該当するかどうか確認してください。

第2 裁定処理（通知と報告）

1 可決裁定

審査の結果、権利を有するものと判断された請求については、可決裁定をします。

裁定都道府県は、裁定通知書（様式9）を作成し、居住地都道府県、市区町村を順次経由して請求者に交付します。

また、裁定都道府県は、裁定報告書を作成し、厚生労働省宛て送付します。

印鑑等届出書については、裁定通知書の記号及び番号を記入欄に記入し、裁定都道府県から居住地都道府県を経由して、管轄の財務局等へ送付します。

2 却下裁定

審査の結果、権利を有しないものと判断された請求については却下裁定をします。

裁定都道府県は、却下通知書（様式10）を作成し、居住地都道府県、市区町村を順次経由して請求者に交付します。

※ 請求者が後述の審査請求を行う権利に関わる重要な書類となることから、市区町村においては遅滞なく請求者に交付してください。

なお、交付日は審査請求に関わる重要な日ですので、台帳等に記録してください。郵送による場合は、「配達証明」により郵送します。

★却下理由に関する留意事項

却下理由は具体的に分かりやすく、かつ、条文に則して正確に書いてください。

典型的な却下の例について、いくつか文例を示します。

なお、無理にこの文例に当てはめようとせず、この文例を参考にしてそれぞれの却下の内容に応じた適切な却下理由を記載してください。

| | |
|--|--|
| <p>死亡者の身分が認められない場合、あるいは死亡理由が平病死である場合等、身分、死因がそもそも弔慰金の要件を満たしていない場合</p> | <p>「死亡した〇〇〇〇様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する準軍属の身分を有していたものとは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」</p> <p>「死亡した〇〇〇〇様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したものと認められません。したがって、戦没者等の遺族に</p> |
|--|--|

| | |
|-------------------------|---|
| | 対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」 |
| 公務扶助料を受けている遺族がいる場合 | 「〇〇〇〇様の死亡に関し、令和2年4月1日において公務扶助料を受ける権利を有するご遺族がいるため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」 |
| 他の先順位の遺族がいる場合 | 「〇〇〇〇様の死亡当時に死亡者と生計関係のあった死亡者の兄弟姉妹の方が先順位となりますので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」 |
| 重複請求による却下の場合 | 「死亡した〇〇〇〇様に係る特別弔慰金を受ける権利の裁定は、令和×年×月×日（裁定通知書記号番号）により、あなたと同順位の□□□□様に対して行いました。この裁定によって、あなたは既に特別弔慰金を受ける権利の裁定がされたものとみなされるため、あなたの請求を却下します。」 |
| 戦没者等と生計関係がなかった三親等内親族の場合 | 「〇〇〇〇様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」 |

問 52 取下げ

明らかに受給する権利がないと思われる請求は、取下げさせてもいいですか。

答

審査の結果、権利を有しないものと判断された請求については、却下処分を行います。

取下げについては、請求者が自発的に取下書を提出してきた場合を除いて、これを避けなくてはなりません。取下げの場合は、審査請求ができなくなること、時効の中断（完成猶予）の効果がなくなること等から請求者の不利になるためです。また、取下げを強く指導することは、場合によっては請求者の権利を侵害することにもなりかねません。

3 その他

(1) 請求書の保存期間

問 53 請求書類の保存期間

請求書類の保存期間はありますか。

答

特別弔慰金の請求書類の保存期間は 30 年です。「特別給付金及び特別弔慰金の請求書類の保存期間について」（平成 14 年 3 月 29 日社援発第 0329005 号、各都道府県民生主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局援護課長通知）を参照してください。

なお、第十回特別弔慰金の請求書（H28.1.1 以降請求分）については、引き続き、特定個人情報に記載された書類等の盗難等防止に関する安全管理措置を適切に実施してください。

なお、請求書類の廃棄に当たっては、過去に遡って裁定を取り消す際に裁定情報が必要となることから、裁定を行ったという事実（裁定年月日、裁定記号番号等、裁定取消に必要な情報）が確認できるように台帳等を整理・保管してください。

(2) 情報公開請求

問 54 情報公開請求

親族間で相続に関する争いがあり、誰が請求したか、現況申立書がどのように記載されていたか等の確認をするために、特別弔慰金請求書類の開示請求がありました。開示してよいでしょうか。

答

都道府県における開示請求や個人情報保護に関する条例に基づき、適切にご判断ください。

第3 審査請求・処分の取消しの訴え

1 審査請求

特別弔慰金請求に関する行政庁の処分に不服がある者（以下「審査請求人」という。）は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）の規定により審査請求ができます。

行審法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に伴う取扱いについては、平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う留意点について（通知）」により周知しています。

(1) 審査請求書等の提出

審査請求をすることが出来る期間は、処分を受けた者が処分を知った日の翌日から 3 か月です。

特別弔慰金の請求を行った者が都道府県知事又は厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）の処分に不服があるときは、厚生労働大臣に審査請求を提起することができ、提出する資料は次のとおりです。

- ① 審査請求書（正副 2 通） * 審査請求書は 1 案件につき 1 枚です。
- ② 原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）、あるいはその写し。
- ③ 反証資料
* 反証資料の提出は任意ですが、反証資料は審査請求人の主張を補強するものですので、適切な資料があれば提出することが望ましいです。
- ④ 委任状（代理人による審査請求を行う場合）

※「代理人」とは、本人との契約に基づき、本人の名で、かつ、本人に代わって、自己の意思で行為をし、又は受ける者をいいます。代理人の資格については行政不服審査法上制限の規定はありませんが、審査請求人の代理人を業として行う場合には、弁護士法 72 条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）に抵触しないことが求められています。

(2) 提出先

審査請求書の提出先は、審査庁である厚生労働大臣となります。審査請求人から都道府県や市区町村（以下「都道府県等」という。）の窓口に審査請求についての相談があった場合は、厚生労働省（社会・援護局援護・業務課不服審査係。以下、同様。）へ直接送付するよう教示を行ってください。

ただし、処分庁において審査請求書を受け付けることができる（行審法第 21 条）とされているので、都道府県に提出された場合は、審査請求人へ返戻せず、速やかに厚生労働省へ送付してください。その際は、審査請求に係るものとして審査請求人が提出した書類一式（原本）を送付してください。

(3) 処分庁における処理

① 弁明書の作成

処分庁は、審理員（厚生労働省大臣官房総務課審理室）からの弁明書の提出の求めに応じて、決められた期日までに弁明書を作成し、送付状（審理員宛）、弁明書（正本・副本）、証拠書類（1部）を審理室に提出します。審理員は、弁明書を受理した後に審査請求人に対して弁明書副本（証拠書類は除き、弁明書本体のみ。）を送付し、審査請求人に反論書の提出を求めます。

② 処分庁は、審理員から送付された審査請求書の副本を保管してください。

(4) 処分庁における審理手続等への対応

- ① 審理員は、処分庁からの弁明書及び証拠書類、審査請求人からの審査請求書・反論書等を基に、書面審理を公正・中立に審理し、審理員は審理手続を終結した後、その結果を「審理員意見書」として取りまとめ、審査庁に提出します。
- ② 審査庁は「審理員意見書」及び「事件記録」（弁明書・反論書等を含む当該審査請求に係る書類一式）をもって行政不服審査会に諮問します。行政不服審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする観点で、審理員による審理の段階で審理関係人双方から提出された書面を基本的な資料として調査審議（調査審議の手続は非公開）し、答申します。
- ③ 審査庁は、行政不服審査会の答申を受けいずれかの裁決（却下、棄却、認容）を行い、審査請求人及び処分庁に対して裁決書の謄本を送付します。
- ④ 上記①～③の手続きに際して、それぞれの機関から処分庁等に対して照会や調査が行われることがありますので、その際には適宜対応をお願いします。
- ⑤ 認容裁決によって原処分を取り消すこともありますので、その場合の処理手続については、P116「第5章 第2 裁定取消とエラーの補正処理」を参照してください。

2 処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴えは、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（平成28年法律第89号改正 行政事件訴訟法）

第5章 裁定後の事務処理

第 1 国債の交付

1 国債交付の手順

国債は、次の手順を経て請求者に交付されます。

- ① 厚生労働省が財務省に国債の発行を請求します。
- ② これを受けて財務省は、日本銀行に国債の発行交付を令達します。
- ③ 日本銀行は、この令達を受けて、国債を記名加工し、各交付取扱店に送付します。
- ④ 市区町村（代理受領者）が、居住地都道府県から送付を受けた「裁定通知書」及び管轄の財務局等から送付を受けた「国債交付通知書」及び「受取人明細表」を持って交付取扱店に出向き、国債を受領します。
 - ※ 交付取扱店にて国債を受領する際、裁定通知書の掲示が必要になりますので、市区町村は裁定通知書のみを先に請求者に交付しないよう注意してください。
 - ※ 郵送による国債の代理受領が可能です。
- ⑤ 市区町村から請求者に裁定通知書及び国債を交付します。
 - ※ 郵送による国債の交付が可能です。

★ 厚生労働省が財務省に国債発行請求をしてから、請求者に国債が交付されるまでには、国債の記名加工その他の手続により概ね3～4か月を要します。

★ 郵送による受領・交付の具体的な手続きは、2018年6月26日付け日銀業第470号日本銀行業務局事務連絡「記名国債の郵送による証券交付の可能化等について」（P173）を参照してください。

2 国債を交付する際の留意点

国債を交付する際は、受取人が請求者本人であること、あるいは請求者から国債の受取について委任を受けた者であることを必ず確認する必要があります。

委任を受けていることについては、委任状（参考様式2）による確認が必要です。受任者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）を掲示してもらいます。

また、誰に交付したか記録してください。

国債は、本人限定受取郵便による郵送交付が可能です。

なお、請求者（国債の受領について委任を受けた者を含む）の希望により郵送交付する場合の郵送料は、請求者が負担することとなりますので、本人限定受取郵便による郵送料として切手の提出を求めてください。

（参考）郵送料 723 円 ※令和元年 10 月末時点

| | |
|----------------|-------|
| 定形外郵便物（50g まで） | 120 円 |
| 一般書留 | 498 円 |
| 本人限定受取 | 105 円 |

問 55 新たに成年後見人等が選任された場合の国債の交付

請求者に対して国債を交付する旨の連絡を行ったところ、請求者について後見開始の審判が申し立てられ、新たに成年後見人等が選任されたことが判明しました。この場合、国債交付の手続はどのようにすればいいのでしょうか。

答

登記事項証明書（原本）の提示を求め、請求者の成年後見人等であることを確認した上で、当該成年後見人等に対して、裁定通知書及び国債を交付してください。（P78 参照）

(1) 請求者が請求後に死亡した場合の取扱い

裁定通知書及び国債は、請求者の相続人（相続財産の管理人を含む。）に対して交付してください。

交付の際は、「戸籍」又は法務局（登記所）登記官の認証印のある「法定相続情報一覧図」及び遺言書、遺産分割協議書等（いずれも原本）の提示を求め、受取人が請求者の地位を承継する相続人であることを確認してください。

また、相続人に対して、記名変更の手続を案内してください。（P125 参照）

問 56 法定相続人以外の国債の受領

特別弔慰金の請求後、請求者 A は死亡し、A の親族は A の子 B と A の弟 C のみとのことですが、B は音信不通となっています。この場合、弟である C は市区町村から国債を受領することができますか。

答

請求者に子がいる場合、子は法定相続人となる一方、弟は法定相続人にはなりません。従って、法定相続人ではない弟 C に国債を交付することはできません。

なお、仮に C に渡しても、償還金支払場所において C の名に記名変更できません。

ただし、A の遺言により、C が受遺者であること又は B が相続放棄していることが確認できる場合には、C に交付してください。(問 57 参照)

問 57 受遺者による国債の受領

特別弔慰金の請求後に請求者が死亡し、遺言により指定された受遺者がいる場合、受遺者は市区町村から国債を受領することができますか。また、相続財産管理人、遺産管理人、不在者財産管理人、遺言執行者は国債を受領することはできますか。

答

遺言内容に特別弔慰金国債が含まれると認められる場合には、受遺者に交付してください。

相続財産管理人、遺産管理人、不在者財産管理人、遺言執行者については、審判書等の公的書類により、権限を確認できる場合には、それぞれの権限を有する者に交付してください。

(2) 国債を交付できない事情がある場合の取扱い

請求後に、請求者が行方不明になった場合、請求者が死亡し相続人が分からない場合、請求者が国債の受領を拒否している場合は、民法 494 条の規定により国債を市区町村の地域を管轄する法務局に供託することができます。

なお、供託の具体的手続きについては、供託する法務局、地方法務局又はその支局（供託所）に相談してください。

(「特別弔慰金特別給付金支給法の解説」 P97～99 参照)

(参考通知) 昭和 58 年 12 月 13 日援発第 841 号厚生省援護局長通知

「記名国債証券の供託について」

第2 裁定取消とエラーの補正処理

可決裁定の処分に誤りがあることが発見された場合には、「裁定取消」を行うこととなります。また、却下処分に誤りがあることが発見された場合には「却下裁定取消」を行うこととなります。

誤りの内容によっては、裁定取消ではなくエラーの補正処理で済むこともあります。

誤りの内容や裁定処理後の事務手続きの進み具合によって対応は異なりますが、裁定処理後の事務処理は以下の手順を進みます。（国債の交付通知書に関するもの手順は省略）

- 1 都道府県の処理
 - ①裁定確定処理
 - ②裁定報告処理
- 2 厚生労働省の処理
 - ③国債発行請求処理
 - ④財務省への国債発行請求
- 3 財務省の処理
 - ⑤財務局等及び日本銀行への国債発行令達
- 4 日本銀行の処理
 - ⑥国債の記名加工
 - ⑦交付取扱店に国債の送付
- 5 交付取扱店の処理
 - ⑧代理受領者（又は請求者）へ国債の交付

以下、上記の事務処理手順に沿いながら、誤りへの対応について説明します。

- ★ なお、可決処分に誤りがある場合、過去に行った特別弔慰金の裁定も誤っている可能性があります。誤りの内容によっては過去の裁定も確認し、誤裁定があれば併せて取消を行う必要があります。

1 裁定確定処理後の対応

(1) 裁定確定処理後～厚生労働省での国債発行請求処理の前まで

※誤りに気づいたら、至急厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係へご一報ください。

| 誤りの項目 | 対 応 |
|---|--|
| 給付種別、国債種別、国債発行日、国債記号、券面種類及び裁定の結果 | ① 厚生労働省に裁定報告データの削除の連絡 (メール又は電話による) ② サポートセンタに裁定確定データの削除を依頼 |
| 受取人(請求者)の氏名、受取人住所(市区町村名)、償還金支払場所、代理受領者、交付取扱店、財務局等 | ① 厚生労働省に裁定報告データの一部訂正の連絡 (メール又は電話による) ② 援護システムの一部訂正入力により訂正 ③ 再度裁定通知書を作成 |
| 国内居住者の住所のうち市区町村より後の住所(番地等) | ① 援護システムの一部訂正入力により訂正 ② 再度裁定通知書を作成 (連絡不要) |
| 一部訂正入力にない項目(戦没者等情報、被相続人氏名等) | ① サポートセンタにデータの訂正の依頼 ② サポートセンタにおいてデータの訂正 ③ 再度裁定通知書を作成 |
| 外国居住者の住所、当該代理人の住所(番地まで) | <u>外国居住者の住所及び当該代理人の住所については、国債発行請求内訳書に番地まで表記されるため、市区町村名以下の番地等に誤りがある場合は、</u> ① 厚生労働省に対する一部訂正の連絡 (メール又は電話による) ② 援護システムの一部訂正入力により訂正 ③ 再度裁定通知書を作成 |

(2) 国債発行請求日～財務省による国債発行令達日前まで

誤りに気づいたら、至急厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係へご一報ください。

(3) 財務省による国債発行令達日以降

| 誤りの項目 | 対 応 |
|--|---|
| 給付種別、国債種別、 国債発行日、国債記号、 券面種類及び裁定の結果 | 裁定取消の処理を行ってください。 |
| 受取人（請求者）の氏名、 受取人住所（市区町村名まで）、 償還金支払場所 | ① 修正が間に合うかどうか財務局等に照会 ② 修正が間に合う場合には、「国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について」（様式 13）を財務局等へ送付（正本 1 部及び写し 4 部） ③ サポートセンタに裁定確定データの訂正の依頼 |
| 外国居住者からの請求の、請求者及び代理人住所の市区町村名以下の番地等 | 外国居住者の住所及び当該代理人の住所の市区町村名以下の番地等に誤りがある場合は、上記と同様に、財務局等へ一部訂正が必要となります。 ① 修正が間に合うかどうか財務局等に照会 ② 修正が間に合う場合には、「国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について」（様式 13）を財務局等へ送付（正本 1 部及び写し 4 部） ③ サポートセンタに裁定確定データの訂正の依頼 |

2 裁定取消に伴う事後処理

裁定の取消が行われた場合には、次の処理を迅速に行う必要があります。

- ① 裁定取消通知書等の送付
- ② 国債の回収と引渡し
- ③ 厚生労働省への裁定取消報告
- ④ 償還金債権の管理、徴収

(1) 裁定取消通知書等の送付

取消の対象者に対し、以下の通知書とその居住地を管轄する都道府県、市区町村を順次経由して交付してください。

- ① 可決裁定を取り消された者
裁定取消通知書（様式 11）及び却下通知書
 - ② 却下裁定を取り消された者
却下取消通知書（様式 12）及び裁定通知書
 - ③ 可決裁定の内容が変更された者
裁定取消通知書及び新たな裁定通知書
- ★ 居住地都道府県においては、裁定取消通知書の写しをとり、必ず保管してください。
（裁定取消通知書の写しは、P121「歳入徴収官（会計管理者）への通知」において使用します。）

(2) 国債の回収と引渡し

厚生労働省からの国債発行請求後に可決裁定が取り消された場合、取消の対象となった国債を回収する必要が生じてきます。

- ◆ 裁定都道府県において国債の所在を速やかに調査し、次のとおり措置してください。
 - ・国債が裁定を取り消された者に交付されているときは、償還金の支払機関に、その支払を差し止めるように依頼してください。
 - ・国債を市区町村等が保管しているときは、国債を裁定を取り消された者に交付しないよう市区町村に依頼してください。
 - ・居住地都道府県に国債の所在を通知し、その回収を依頼してください。

- ◆ 居住地都道府県は、次のとおり措置してください。
 - ・国債を回収してください。※
 - ・回収した国債を、最寄りの日本銀行本支店又は代理店に引き渡してください。
 - ・引渡しの際には、「引渡書」（様式 14）2部を添えてください。そのうち1部に国債を受領した旨の証明を受けてください。
 - ・当該証明を受けた引渡書を裁定都道府県に送付してください。

※ 国債の回収について

【国債がすべて償還されているとき】

国債がすべて償還されているときは、日本銀行本店に支払証明の依頼をしてください。
(国債がすべて償還済となった場合の印鑑等届出書は、日本銀行本店において保管しています。)

【国債が(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「金融公庫等」という。)の担保に供されているとき】(P130 参照)

- ・担保に供している金融公庫等に対し、「国庫債券返還請求書」(様式 15)により国債の返還を求めてください。
- ・国債受領後、金融公庫等に対して「国庫債券受領書」(様式 16)を交付してください。
- ・国債を最寄りの日本銀行本支店又は代理店に引き渡してください。
(国債の引渡については、通常の引渡手続きと同様です。)

【裁定を取り消された者が、国債を滅紛失したとき】

- ・裁定を取り消された者から、「証券(利賦札)滅紛失届」(様式 21)1部の提出を求めてください。
- ・「証券(利賦札)滅紛失届」を国債に代えて、最寄りの日本銀行本支店又は代理店に引き渡してください。
- ・「証券(利賦札)滅紛失届」の写しを裁定都道府県に送付してください。

(3) 厚生労働省への裁定取消報告

裁定都道府県は、居住地都道府県から「引渡書」、「支払証明」又は「証券(利賦札)滅紛失届」の写しの送付を受けた後、厚生労働省へ裁定取消報告をしてください。

[必要書類]

- ① 裁定取消報告書(様式 17)及び裁定取消報告書送付連名簿
- ② 裁定取消通知書の写し1部
- ③ 「引渡書」、「支払証明」又は「証券(利賦札)滅紛失届」の写し5部
(5部とも原本と相違ない旨の原本証明を付すこと。)
- ④ 簡易台帳
- ⑤ 取消経緯説明書

(様式適宜。 裁定取消に至った経緯、誤裁定の判明時期、及びその対応、債権発生通知年月日、債権発生額、返納年月日、再発防止策等を記載のこと。)

(4) 償還金債権の管理、徴収

裁定取消に伴い、既に支払済の償還金がある場合には、債権が発生することとなるため、これを徴収する必要が生じます。

具体的には次の手順により行ってください。

- ◆ 居住地都道府県において、債権発生の有無を確認してください。
- ◆ 債権が発生している場合は、その旨を歳入徴収官（居住地都道府県の会計管理者）に通知してください。
- ◆ 歳入徴収官に債権の管理と徴収を求めてください。

● 居住地都道府県による債権発生の有無の確認

裁定を取り消された者の居住地の都道府県は、裁定都道府県から裁定取消通知書を送付された場合には、次の方法により債権の発生の有無を確認してください。

- ① 取消の対象となった国債の賦札が全てそろっているときは、明らかに未償還であるため、債権は発生していません。
- ② 一部償還済の賦札があり、かつ、その国債が償還中のときは、債権額の確認のため、償還金支払場所に照会し支払証明を依頼してください。
- ③ 国債が全て償還されているときは、日本銀行本店に照会し支払証明を依頼してください。（全賦札償還済となった場合の印鑑等届出書は、日本銀行本店で保管しています。）

債権の額と時効

会計法により公法上の債権は5年で時効が完成しますので、裁定を取り消された特別弔慰金に関して債権が発生するのは、過去5年以内に支払われた償還金の分だけです。「過去5年以内に支払われた償還金」かどうかという点については、毎年の償還日ではなく、裁定が取り消された者に実際に償還金が支払われた日によって判断してください。

この実際に支払われた日については、償還金支払場所（全賦札償還済の場合は、日本銀行本店）に保管されている印鑑等届出書に支払った日の日付印により確認することができます。

● 歳入徴収官（会計管理者）への通知

債権が発生している場合は、居住地都道府県は歳入徴収官（会計管理者）に対し、その旨を通知してください。

送付すべき書類は次のとおりです。

- ・ 債権発生通知書（様式 18）
- ・ 償還金支払場所の支払証明書
- ・ 裁定取消通知書の写し

● 歳入徴収官による債権の管理、徴収

歳入徴収官は、この債権に関し次のとおり対応してください。

① 次の事項について調査確認し、「調査確認決定決議書」を作成してください。

- ・ 債務者の住所、氏名
- ・ 債権金額及び履行期限
- ・ 国の債権等に関する法律施行令第 10 条第 1 項に定める事項

② 上記の事項を債権管理簿に記載してください。

③ 納入告知書を発行してください。

徴収した償還金は、厚生労働省主管一般会計の歳入（部）雑収入、（款）諸収入、（項）弁償及返納金、（目）返納金として処理してください。

その他、債権管理、徴収事務の留意事項に関するものは次のとおりです。

【債務者が他の都道府県に転居したとき】

他の都道府県の歳入徴収官に債権管理等の事務を引き継ぐ必要があるため、その事由を付して総括債権管理官（厚生労働省大臣官房会計課長）に申し出てください。

（参照通知）

厚生省大臣官房会計課長通知（昭和 32 年 2 月 9 日会発第 93 号）

「債権の管理に関する事務の取扱について」の「第 1」)

【債務者から分割返済、延納の申し出があったとき】

債務者の資力等の状態に応じ、「国の債権の管理等に関する法律」（昭和 31 年法律第 114 号）第 24 条の規定による履行延期の特約等を行うことができます。

この場合は、厚生省大臣官房会計課長通知（昭和 34 年 10 月 7 日会発第 1233 号）「徴収停止又は履行期限を延長する特約若しくは処分をする場合の基準について」により処理してください。

【取り消された国債が担保に供されていたとき】

債務者（裁定を取り消された者）から支払済の償還金を徴収してください。

金融公庫等からではありません。また、金融公庫等からの貸付金については、借受人（裁定を取り消された者）において返還するものです。

第 6 章 国債受領後の諸手続

第 1 償還金の受領

1 償還金の受領

第十一回特別弔慰金の償還金は、令和3年から令和7年までの5年間、毎年、償還日である4月15日以降に5万円ずつ償還することができます。4月15日が土曜日、日曜日、あるいは祝日にあたるときは、これらの日の翌日以降に償還することができます。

この支払期日が到来したら、指定の償還金支払場所において、あらかじめ印鑑等届出書により届け出ている印鑑を国債の賦札に押し、これと引換えに償還金を受領することができます。

問 58 償還金受領の時効について

家族の遺品を整理していたら、「平成17年6月15日渡し」と書いてある賦札が付いた第六回特別弔慰金国庫債券が見つかったが、どうすれば良いか。」との問い合わせがありました。国債には「この国債の各賦札の償還金の消滅時効は、10年で完成します。」と書いてあるので、時効により無効でしょうか。

答

特別弔慰金の国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができます。＜特弔法附則第2項（国債の償還金の支払の特例）＞（特別弔慰金・特別給付金支給法の解説 P68、69 参照）

よって、国債の記名者の相続人が記名変更の手続を行うことにより、未償還分の償還金を受領することができます。

また、この取扱いは、各種特別給付金国債についても同様です。

2 各種変更手続

国債発行後の諸手続については、以下のとおり、国債の記名者等が償還金支払場所等において行います。

| 手続の内容 | 手続機関 | 備考 |
|--|---|---|
| 記名変更 (記名者が死亡した場合は、記名変更により相続人が残りの国債の償還金を受領することができます) | 償還金支払場所 (同時に償還金支払場所を変更する場合は新償還金支払場所) | 詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①記名国債証券記名変更請求書(様式19) (償還金支払場所で交付します。) ②国債 ③記名者の死亡を確認できる戸籍書類 (記名者の除籍抄本等) ④記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍書類 等 ⑤相続人の印鑑 |
| 記名者の住所変更 | 償還金支払場所 | 詳細は償還金支払場所にご相談ください。 |
| ・記名者の氏名変更 (記名変更) ・成年後見人等による支援の開始、変更 | 償還金支払場所 | 詳細は償還金支払場所にご相談ください。 記名者が死亡した場合の氏名の変更手続に準じて行います。 それぞれ変更の内容を確認するため、氏名を変更したことを明らかにする戸籍書類等、成年後見人等を確認できる登記事項証明書が必要です。 |
| 償還金支払場所の変更 | 元の償還金支払場所又は変更を希望している新償還金支払場所 | 詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①償還金支払場所変更請求書(様式20) (償還金支払場所で交付します。) ②国債 ③印鑑 |

| 手続の内容 | 手続機関 | 備考 |
|-------|--|---|
| 印鑑の変更 | 償還金支払場所 | <p>詳細は償還金支払場所にご相談ください。</p> <p>【必要書類等】</p> <p>①改印届（様式 24） （償還金支払場所で交付します。）</p> <p>②国債</p> <p>③旧印鑑 （印鑑を紛失したことによって変更する場合は不要です。）</p> <p>④新印鑑</p> <p>※ 日本銀行本支店又は代理店において届出を提出する場合は、本人確認のため印鑑証明書を添付することになります。</p> <p>あくまでも本人確認のためなので、新印鑑を印鑑証明書の印鑑と同一のものにする必要はありません。なお、郵便局において届出を提出する場合は印鑑証明書の添付は不要です。</p> |
| 国債紛失 | 償還金支払場所 （日本銀行本店、支店、代理店に対し取次を行っている郵便局） | <p>あらかじめ元の償還金支払場所において証券の種類、記号番号及び残りの賦札枚数を確認します。詳細は償還金支払場所にご相談ください。</p> <p>【必要書類等】</p> <p>①証券（利賦札）滅紛失届（様式 21） （手続機関で交付します。）</p> <p>②印鑑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その後、国債を発見したときは、「滅紛失証券（利賦札）発見届」（様式 22）を「証券（利賦札）滅紛失届」を提出した日本銀行本支店又は代理店に提出します。 ・「滅紛失証券（利賦札）発見届」も手続機関で交付されます。 ・3ヶ月経っても「滅紛失証券（利賦札）発見届」が提出されないときは、日本銀行から代証券の交付の連絡がありますので、指示に従って代証券を受領します。 |

| 手続の内容 | 手続機関 | 備考 |
|-----------------------------|--|---|
| 国債を汚染、き損 | 償還金支払場所 （日本銀行本店、 支店、代理店に対 し取次を行って いる郵便局） | 詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①汚染き損証券引換請求書（様式 23） （手続機関で交付します。） ②国債 ③印鑑 |
| 国債の償還金の受取 方法を口座振込に変 更 | 償還金支払場所 （郵便局のみ） | 償還金支払場所に郵便局を指定している場合は、 償還金を貯金通帳に振り込むことができます。詳 細は郵便局にご相談ください。 日本銀行本支店及び代理店では、口座振込の取扱 いは行っていません。 ※国債の償還金の受取方法を口座振込に指定して いた場合、国債は貯金事務センターで保管され、 国債の代わりに預かり証である「証券保管証書」 が交付されます。また、通帳には「国債等元利金」 と表示されます。 |

問 59 記名者が死亡した場合（口座振込の場合）

国債の記名者が死亡しました。国債はどこにあるかわかりませんが、口座に毎年振り込まれています。どのような手続をしたらいいですか。

答

記名者が死亡した場合は、相続人が残りの国債の償還金を受領することができます。

国債の償還金の受取方法を口座振込に指定していた場合、国債は貯金事務センターで保管され、国債の代わりに預かり証である「証券保管証書」が記名者に交付されています。相続人は、証券保管証書に記載の取扱郵便局に証券保管証書を提出してください。

また、証券保管証書が見当たらない場合、まずは何を受給していたのかを確認する必要があります。通帳の記載を確認した結果、償還日、金額が一致し、「国債等元利金」と記載されているようであれば特別弔慰金であると考えられます。

当該通帳をもって郵便局にご相談ください。

問 60 相続人が複数の場合

国債の記名者が死亡し、記名者に相続人が複数いる場合、どう扱ったらよいのでしょうか。

答

この場合は、相続人間で協議の上、代表者を決定していただくことになります。代表者は、「記名変更」(P125)における手続を行うことで、残りの償還金の支払を受けることができます。

なお、国債のもとの記名者に同順位者がいる場合は、もとの記名者と同順位者は等しく持分があるので、相続人は同順位者から持ち分の請求を受けた場合は、これに応じる必要があります。

第2 国債の譲渡と担保権の設定

特別弔慰金として交付を受けた記名国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定等の処分はできないこととされています（特弔法第5条第4項）。このように原則として譲渡等を禁止しているのは、国債を一般の流通の対象とすれば、不当に廉価で売買されるおそれがあり、弔慰のために支給する法の趣旨に反することとなるためです。

しかしながら、全面的に譲渡等を禁止すれば、真に必要な場合に換金の方途がなく、脱法的行為によって事実上不当な廉価で譲渡したのと同様の結果が生ずるおそれがあることから、政令において、以下の場合には譲渡等の処分を認めています（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号）（以下「特弔法施行令」といいます。第1条第1項））。

- ① 国に譲渡する場合
- ② 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合
- ③ 財務省令で定める者に対し担保権の設定をする場合

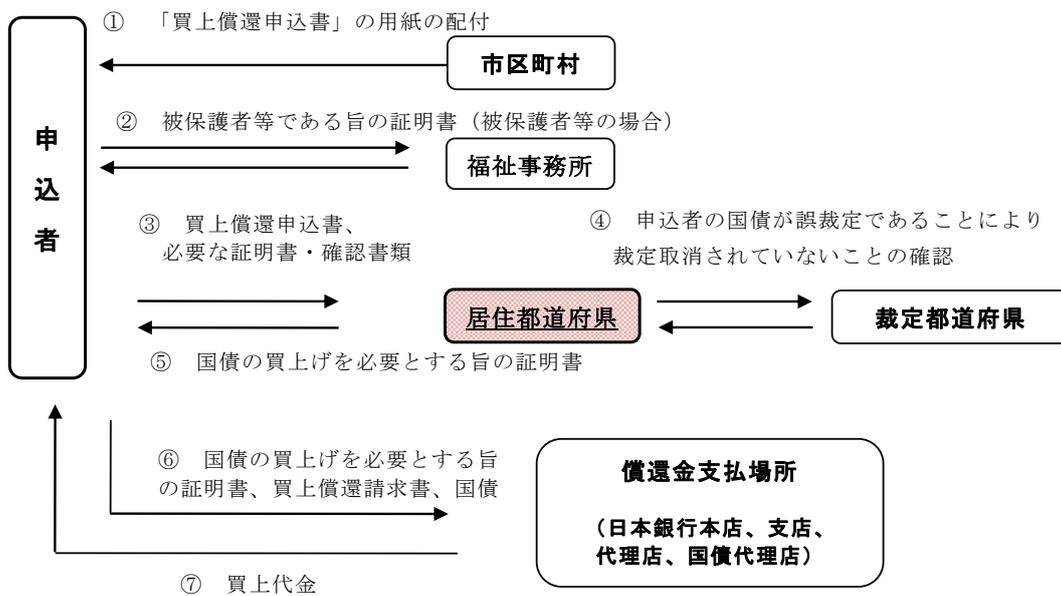
このうち、「①国に譲渡する場合」を特別買上償還といいます。これは、特別弔慰金の受給者が生活困窮者等である場合に限り、本来一定の期間（例：5年）をかけて償還金を受け取ることを、償還期限前に残存賦札を特定の買上価格で一括して買い上げる方法により償還するものです。

1 特別買上償還

国債の記名者が、次の（1）、（2）又は（3）に該当し、かつ、都道府県知事により国債の買上げを必要とする旨の証明を受けた者（特弔法施行令第1条第2項、第3項及び第4項）は、買上げの日後に償還金の支払期日が到来する賦札全部について、一定の利率で割り引かれた金額で買上償還を受けることができます。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- （2）現に保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを、福祉事務所長（東京都特別区の場合は特別区長）が認めたもの
- （3）国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすると認められるもの

(1) 買上償還の流れ



(2) 対象国債・価格

毎年度の対象国債・価格については、財務省の通知を受けて厚生労働省から都道府県へ通知しています。

※第十一回特別弔慰金については、令和2年4月現在において未定です。

2 担保貸付

国債の記名者が事業資金を必要とする場合、国債を担保に（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「金融公庫等」という。）から貸付を受けることができます。

担保貸付の対象国債、貸付限度額及び貸付利率については、事務連絡により、毎年度、厚生労働省から都道府県へその内容をお知らせしています。

(1) 貸付内容

- ① 対象国債
毎年度、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係からお知らせします。
- ② 貸付限度額
未償還金から利息相当分を差し引いた金額
- ③ 貸付利率
貸付期間により異なります。

④ 担保・償還方法

- ・担保として、国債が徴収されます。
- ・返済金には、担保とした国債の償還金が充てられるため、借入人が返済する必要はありません。ただし、誤裁定等により、当該国債が取り消された場合は、別途貸付を受けた記名者（又は相続人）が返済しなければなりません。

※ 貸付を受ける際、保証人の必要はありません。

(2) 申込手続

申込手続は、以下の手順となります。

- ① 申込者は、最寄りの金融公庫等で借入申込書を入手
- ② 申込者は、居住地の市区町村の窓口で「借入申込書」を提出
- ③ 市区町村は、借入申込書に内申書を付して都道府県に回付
- ④ 都道府県は、上記の書類に内申書を付して金融公庫等に回付
- ⑤ 金融公庫等は、担保貸付を受ける資格があると認めた場合には、貸付決定の通知と「借用証書」を記名者に送付
- ⑥ 申込者は借用証書に必要事項を記入し、国債に印鑑証明書を添えて、通知のあった金融公庫等の本店又は支店に提出

問 61 事業資金について

国債の記名者から、自分の申し出は事業資金として認められるのか相談がありましたが、どうしたらいいですか。

答

記名者の申し出が金融公庫等が担保貸付の要件とする「事業資金」に当たるかどうかという質問については、詳細な説明や具体的な質問にお答えすることは困難であるため、記名者から直接、最寄りの金融公庫等の支店にご相談されるよう、金融公庫等の電話番号や住所を案内してください。

第3 償還金の返還免除

1 償還金の返還免除

戦没者等として死亡認定されていた者の生存が判明した場合には、償還金の返還が免除されます。

- (1) この措置の適用を受けるためには、国債の償還金の支払を受けていた者が、生存の事実を直ちに厚生労働大臣に届け出なければなりません。
- (2) 返還が免除できるのは、生存の事実が判明した日までの分です。
- (3) 手続には申請書の提出が必要です。返還免除はこの申請に基づいて厚生労働大臣が行います。

2 返還免除に関する手続

この事務手続は以下のとおりとなります。

1. 申請者が厚生労働大臣あての「返還免除に関する申請書」（様式は適宜）を市区町村長に提出します。
 - ① 生存の事実を遅滞なく厚生労働大臣に届け出ることが条件となっているため、この手続は速やかに行います。
 - ② この申請書には、死亡したものと認定されていた者の生存が判明するに至った事情を記載した「申立書」を添付します。
2. 市区町村長はこの申請書類を直ちに居住地都道府県知事に送付します。
3. 居住地都道府県知事は、これに意見書を付して厚生労働大臣に送付します。
4. 厚生労働大臣は内容を審査し、必要な要件を満たしていれば返還を免除します。
5. 居住地都道府県知事は、その他次の処理を速やかに行います。
 - ① 償還金支払場所に対する償還金支払差止めの依頼
 - ② 国債の回収
 - ③ 最寄りの日本銀行本支店等に対する国債の引渡し
 - ④ 生存判明の事実及び返還免除申請についての裁定機関への通知
6. 裁定機関は裁定取消処理を行います。

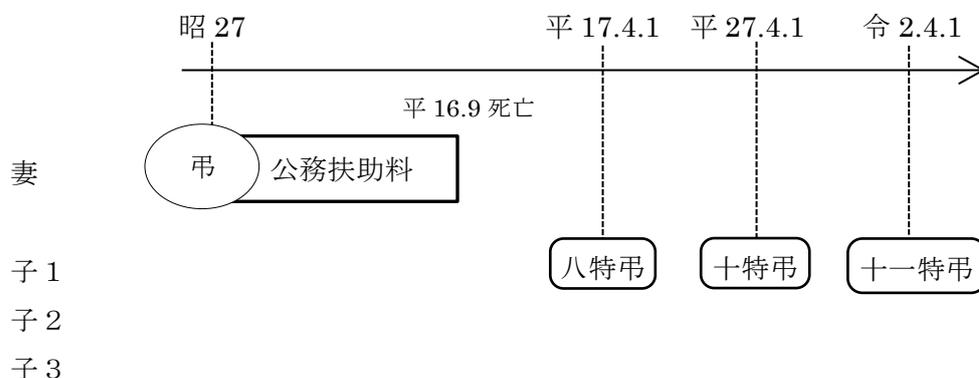
付録

事例集

(1) 前回受給者からの請求

戦没者等及び死亡当時の遺族

| | |
|------|--------------------------|
| 戦没者等 | (軍人、昭 20.8 公務死亡) |
| 妻 | (弔慰金・公務扶助料を受給、平 16.9 死亡) |
| 子 1 | (昭 10.8 戦没者等と養子縁組、非改氏婚) |
| 子 2 | (昭 19.8 生、改氏婚) |
| 子 3 | (昭 20.10 生、非改氏婚) |



戦没者等が昭和 20 年 8 月に公務死亡したことにより、戦没者等の妻が弔慰金及び公務扶助料を受給した。

その後、妻が平成 16 年 9 月に死亡したことにより、第八回特別弔慰金の基準日である平成 17 年 4 月 1 日において年金給付の受給権者がいないので、転給遺族として戦没者の子全員が第八回特別弔慰金、第十回特別弔慰金、さらに第十一回特別弔慰金の受給権を取得した。

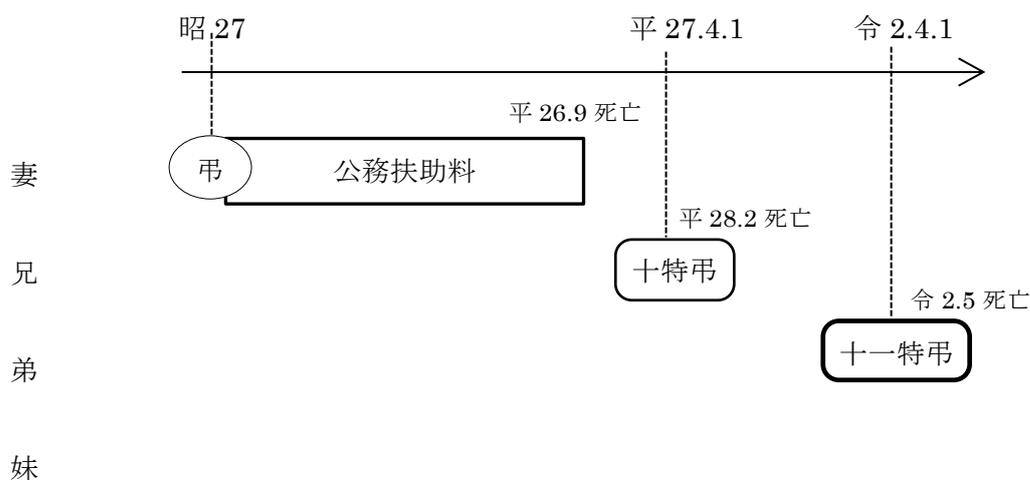
なお、子 1、子 2 及び子 3 はいずれも第 2 順位であるため、遺族間において代表となる者を調整する必要がある。

※ 事例集において、**弔** は援護法による「弔慰金」、**八特弔** は「第八回特別弔慰金」（他の特別弔慰金も同様）と記載しています。また、遺族で死亡年月の記載のない者は令和 2 年 4 月 1 日の基準日現在において死亡等転給事由に該当しておらず、「子」は公務扶助料を受給していない成年の子を指します。

(2) 前回受給者と同順位者からの請求

戦没者等及び死亡当時の遺族

| | |
|------|--------------------------|
| 戦没者等 | (軍人、昭 20.8 公務死亡) |
| 母 | (弔慰金・公務扶助料を受給、平 26.9 死亡) |
| 兄 | (生計関係有り、非改氏婚、平 28.2 死亡) |
| 弟 | (生計関係有り、非改氏婚、令 2.5 死亡) |
| 妹 | (生計関係有り、改氏婚) |



戦没者等が昭和 20 年 8 月に公務死亡したことにより、戦没者等の母が弔慰金及び公務扶助料を受給した。

その後、母が平成 26 年 9 月に死亡したことにより、第十回特別弔慰金の基準日である平成 27 年 4 月 1 日において年金給付の受給権者がいないので、転給遺族として戦没者の兄及び弟（第 6 順位）が第十回特別弔慰金の受給権を取得し、遺族間の調整により兄が受給した。その後、兄が平成 28 年 2 月に死亡したことにより、弟（第 6 順位）が第十一回特別弔慰金の受給権を取得した。しかし、弟は第十一回特別弔慰金の受給権を取得し未請求のまま死亡したため、弟の相続人から相続人請求をすることとなる。

弟の相続人（令 2.5 相続開始）

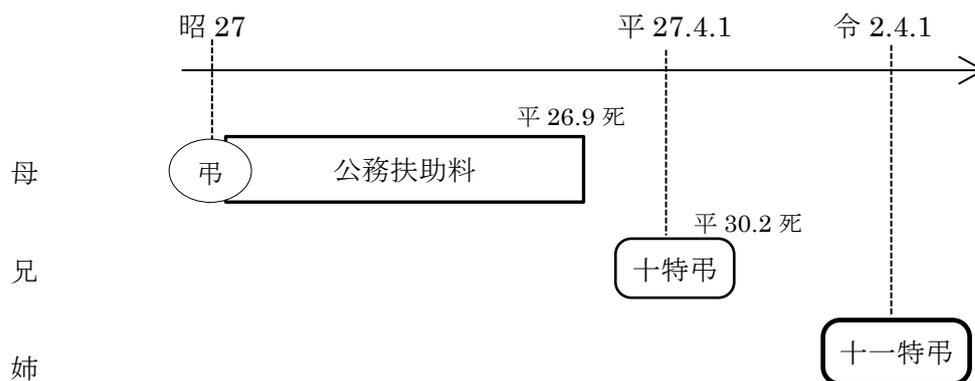
| | |
|---|------------------|
| 〔 | 弟の妻 |
| | 弟の子 1（平 16.9 死亡） |
| | 弟の子 1 の子 |
| | 弟の子 2 |

弟の子 1 は弟の相続開始より前に死亡しているため、弟の子 1 の子が代襲相続する。したがって、弟の妻、弟の子 1 の子及び弟の子 2 の 3 名で遺族間において代表となる者を調整して、代表して 1 名が相続人請求することとなる。

(3) 前回受給者が先順位者からの請求

戦没者等及び死亡当時の遺族

| | |
|------|--------------------------|
| 戦没者等 | (軍人、昭 19.8 公務死亡) |
| 母 | (弔慰金・公務扶助料を受給、平 26.9 死亡) |
| 兄 | (生計関係あり、平 30.2 死亡) |
| 姉 | (生計関係あり、改氏婚) |



戦没者等が昭和 19 年 8 月に公務死亡したことにより、戦没者等の母が弔慰金及び公務扶助料を受給した。

その後、母が平成 26 年 9 月に死亡したことにより、第十回特別弔慰金の基準日である平成 27 年 4 月 1 日において年金給付の受給権者がいないので、転給遺族として戦没者の兄（第 6 順位）が第十回特別弔慰金を受給した。

その後、兄が平成 30 年 2 月に死亡したことにより、戦没者等の姉（第 10 順位）が第十一回特別弔慰金の受給権を取得した。